

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況及び 審議における共通的な視点等

(第 2 ワーキンググループ審議担当分野 (抜粋))

○ 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	1
○ 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	2
○ 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	4
○ 暮らし方の変化に対応した統計の整備	6
○ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	8
○ グローバル化の進展に対応した統計の整備	10
○ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	11
○ 行政記録情報等の活用	13

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
 (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備

【本文】

ア 現状・課題等

年金、医療、福祉等、社会保障や社会福祉等の制度を通じて1年間に国民に給付される金銭又はサービスについては、総額とともに、高齢者対策、保健医療等の機能別に積算した額等が社会保障給付費として毎年、公表されている。少子高齢化が急速に進展している我が国において、福祉・社会保障の問題は国民の大きな関心事となっており、これらを総合的に示す統計の重要性が高まっている。しかしながら、諸外国の統計との比較という観点からは、ILO(国際労働機関)の基準には準拠しているものの、それだけでは、国際比較を十分に行えないとの指摘や、同一事項に係る国民経済計算のデータとの整合性の向上が必要であるとの指摘がある。

イ 取組の方向性

社会保障給付費については、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標として位置付けた上で、諸外国の統計との比較可能性を向上させる観点から、国民経済計算を含め、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上について検討する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
42 (no.41)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧州統合社会保障統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。	実施済は妥当。	○ 当該課題への対応も含め、社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成24年3月16日に統計委員会に諮問され、平成24年4月20日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ 国際比較性の向上という課題に対応するため、OECD基準表による集計を充実させるとともに、SNAとの関係を含めた解説を加えることとし、従来のILO基準表による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」を公表することとした。	実施済		【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)をおおむね達成しており、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、削除すべき項目・事項はない。

【別表(関連項目)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
68		【社会保障給付費(加)】 ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上を図る。	厚生労働省	別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。		○ 社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成24年3月16日に統計委員会に諮問され、平成24年4月20日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ 平成24年7月9日に、基幹統計としての指定の告示済み。	実施済	—	【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)をおおむね達成しており、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、削除すべき項目・事項はない。

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上

【本文】

ア 現状・課題等

我が国の医療は、国民皆保険制度の下、高い保健医療水準を維持するとともに、世界最高水準の平均寿命を実現してきた。この公的医療保険制度により賄われる医療費に関する統計は、昭和29年度以降、医療経済における重要な指標の一つとして整備されている。他方、OECD(経済協力開発機構)は、医療保険対象外の予防・健康関連サービス、医療制度の運営、設備投資等の費用を含めたSHA(国民保健計算の体系(A System of Health Accounts))を国際データ収集の枠組みとして開発し、マクロな保健医療支出推計の国際比較データの収集及び提供を行っており、我が国においても、高齢化の進展を背景にして、疾病予防や健康管理を重視する施策への転換、国民の健康や医療費に対する関心の高まり等により、これまでの公的医療保険制度に係る医療費推計に加えて、医療保険対象外の予防・健康サービス等の費用を含めた国際比較可能な保健医療支出推計に関する統計の整備の必要性が指摘されている。

イ 取組の方向性

こうした状況を踏まえ、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて検討する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通の視点等を勘案して確認・留意すべき点等
43 (no.42)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。	次年度以降の審議対象とする。	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。 第1回 平成22年4月26日 第2回 同 12月9日 第3回 平成23年3月14日(地震の影響により、持ち回り開催に変更) 国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討を進め、その結果を基に公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に同検討会から以下の指摘を受けた。 (指摘事項) ・国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・公的統計として位置付けることを検討するには、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。 厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、別途、「厚生労働統計の整備に関する検討会」においても検討をした結果、平成23年12月に、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のためには、現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費を始めとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であるとの結論を得た。 (対応状況等) 上記「厚生労働統計の整備に関する検討会」の検討結果におけるSHAの質の担保に貢献するため、平成22年度国民医療費の作表において推計方法の全面的な再検討を行うとともに、把握可能な資料を元に推計することにより統計の精度向上及び結果の拡充を図った。	実施済	—	【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)をおおむね達成しており、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、削除すべき項目・事項はない。

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
						【主な改善内容】 ・「一般診療医療費」を「内科診療医療費」と「療養費等」へ細分化 ・「公費負担医療給付費分」の「その他」から「児童福祉法」、「特定疾患治療研究費」及び「地方公共団体単独実施」を細分化 ・「高額療養費」の支給金額の推移表を追加 ・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に係る医療給付費を公費負担分と事業主負担分に分割計上 ・「被用者保険」の被保険者、被扶養者、高齢者別の推計について、「健康保険・船員保険事業年報」の支払確定額を活用 ・国家公務員災害補償法の適用外となる特別職の防衛省職員及び裁判所職員の災害給付を新たにデータソースとして活用 ・従来は保険給付額(7割分)のみで全体を推計していたが、医療費総額(10割分)が入手可能となったため、医療費総額(10割分)と保険給付額(7割分)を活用する推計方法に変更 ・従来は、内科診療医療費の「病院」、「一般診療所」別の推計に1ヶ月分の支払額により推計を行っていたところ、年間の支払確定額を用いる推計方法へ変更			

【別表(関連項目)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
52 (no.105)		○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年度調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年度調査の企画時期までに結論を得る。	実施済は妥当。	○ 平成23年度調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。 ○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択され、平成23年度調査から活用を開始した。	実施済		【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)をおおむね達成しており、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、削除すべき項目・事項はない。

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

【本文】

ア 現状・課題等

少子高齢化等の進展への対応は、我が国における最重要課題の一つとなっている。とりわけ「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の同時達成の鍵は、就業と結婚や出産・子育てとの二者択一構造の解決にあるとされている。このため、ワークライフバランスにも配慮し、結婚、出産、子育て期の男女、とりわけ女性が就業しつつも、同時に、結婚や出産・子育てをしやすい環境の整備が強く求められている。こうした少子高齢化等の進展への対応の検討を客観的に行うためには、基礎となる統計の整備が不可欠である。

イ 取組の方向性

このため、男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態的確に与える観点から、今後、特に、①配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握、②就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための適時・正確な関連統計の整備について検討する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
46 (no.64)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。	実施済は妥当。	○ 厳しい財政状況の中で新規統計調査を創設することは困難であるが、少子化関連項目について、平成24年就業構造基本調査における非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「その他」に含まれていた「出産」を「育児のため」と併せ、「出産・育児のため」として把握できるよう調査票を設計した。 なお、全数調査である国勢調査においても、過去、結婚時期や子供の数に係る調査項目は、調査の忌避感や精度の確保が難しいとされており、既存の統計調査でこれら調査項目を把握することは困難である。	実施済		【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したスタップとして位置づけられるなどの計画の中での位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はない。
46 (no.65)		○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。		○ 労働力調査については、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施した。 就業構造基本調査については、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。【総務省】 ○ 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握している。 (1) 雇用動向調査 ・ 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において、「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 ・ 平成24年雇用動向調査 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」に関する「結婚・出産・育児・介護」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割した。(離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている。) (2) 縦断調査(現在、実施している主な調査項目) ・ 21世紀出生児縦断調査 就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等 ・ 21世紀成年者縦断調査 就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況)等 ・ 中高年者縦断調査 就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間)等【厚生労働省】	実施済	—	
46 (no.66)		○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。		○ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。 ○ 21世紀成年者縦断調査は平成24年度に新たなコーホートを追加し、平成24年11月に調査を実施した。	実施済	—	
46 (no.67)		○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県より細かい地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	平成21年度から検討を開始し、早期に結論を得る。	実施済は妥当。	○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。	実施済		

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
47 (no.68)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。 ・ 集計の充実(性・年齢各職別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など) ・ 作成時期(現行は3月末)の見直し	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。		○ 基本計画に例示された集計項目や調査基準日の見直しについて、都道府県への意見照会及び全省庁への影響調査(基準調査日)を実施。また、平成21年の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳の適用対象に外国人が加わることから、外国人住民に関する集計項目を追加した。作成時期の見直しについては、現行の転出入の多い時期以外に変更すべく、地方公共団体の意見も踏まえ、1月1日とすることとした。 なお、変更の時期は平成26年3月31日現在の調査より変更することとし、平成25年3月29日付けで局長通知の改正を行った。	実施済	—	
47 (no.69)		○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。	実施済は妥当。	○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得て、平成21年人口動態統計(確定数)において平成22年9月2日にCe-Statに掲載した。 (追加統計表) ・ (出生) 出生数、出生月・母の生年年齢別 ・ (婚姻) 婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 ・ (離婚) 離婚件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一	実施済		【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中で位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はないか。

【別表(関連項目)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
52 (no.104)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他	○ 平成22年国勢調査の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、平成27年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。		○ 平成22年国勢調査では、東京都においてインターネットを用いた回答方式を導入するなど、調査結果の精度向上に向けた取組を実施し、平成23年度には、調査実施状況の概要を取りまとめた。 ○ 平成27年国勢調査についても、平成23年度から有識者を含めた検討会を開催し、円滑な実施に向けた検討を開始。 ○ 平成24年度においては、第1次試験調査を実施し、諸外国による事例を参考にインターネットによる回答を推進するための調査方法を検証。	実施可能	平成25年度は第2次試験調査を実施し、モバイル端末にも対応したインターネット回答の仕組みの構築やインターネット回答の推進に伴う円滑な事務処理方法について実地に検証を予定。	【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中で位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はないか。
67	別紙 2 新たに基幹統計として整備する統計	【現在推計人口(加)】 現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上で基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図る。	総務省	平成23年度までの整備に向けて、平成22年度から所要の準備を開始する。		○ 基本計画決定後に行われた住民基本台帳法改正に伴い、新たに外国人住民の登録が平成24年7月以降順次行われるなど、人口推計の方法等に関連する制度の変更がなされることから、その状況を踏まえつつ、基幹統計化の検討を進めることとした。	実施可能	基幹統計化の検討については、人口推計の方法等に関連することから、その状況を踏まえる必要がある。したがって、基幹統計化については今後も引き続き検討を行うこととしているが、この検討が当該状況が明らかになってから行うものであり、検討の実施時期について現時点で明言することは困難。	
67		【完全生命表/簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	厚生労働省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。	実施済は妥当。	○ 生命表(完全生命表及び簡易生命表)の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年1月26日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ その後、平成23年2月17日付けで基幹統計として指定され、同年3月2日の総務省告示第70号により、その旨が公示された(平成23年度に公表するものから適用)。	実施済		

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備

【本文】

ア 現状・課題等

少子高齢化、核家族化、非婚化や晩婚化という人口・社会の変化を背景に、とりわけ単身世帯や子供のいない世帯が増加する一方、「標準世帯」（両親と子供2人の世帯）が減少し、世帯構造が多様化している。また、共働き世帯の増加や世帯内単身者の増加など、家計の個別化が進み、世帯全体の家計をとらえることが困難になってきているとの指摘がある。

また、個人情報保護意識の高まり、共働き、単身世帯の増加等による昼間不在世帯の増加など、統計調査の環境変化が著しい中において、世帯収支に関する調査は、対象者の負担感が特に強い方式を採用しており、このような環境変化に対応する必要性は高いとの指摘がある。

イ 取組の方向性

家計及び個人消費に関する統計調査において、世帯単位のみならず個別化の状況のよりの確な把握やモニター方式の採用について検討する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別実施済	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
47 (no.70)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個別化の状況のよりの確な把握について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。	次年度以降の審議対象とする。	※平成23年度に以下の取組を実施した。 ○ 平成22年度に個別化の状況を把握するためのアンケートを実施。この結果、世帯における家計簿記入者の世帯全体の収入・支出総額の把握状況は、「把握している」及び「把握可能」であるとの回答が全体の9割以上であった。 ○ 上記のアンケート結果を踏まえ、有識者等を含む家計調査等改善検討会(平成23年6月2日開催)において、家計調査では現行の調査方法により、世帯全体の家計の把握は可能との結論を得た。 ○ 今後は家計調査の精度の維持・向上を図るため、調査票の記入例に世帯全体の収支を漏れなく記入してもらうための注意喚起の文言を盛り込む等、世帯全体の家計収支のよりの確な把握に努める。 ※上記取組を受けた平成24年度への対応 ○ 調査票の記入例に注意喚起の文言を盛り込むなど、世帯全体の家計収支のよりの確な把握に努めた。	実施済	—	【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中での位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はない。
47 (no.71)		○ 全国単身世帯収支実施調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。	総務省	平成25年中に結論を得る。		○ 全国単身世帯収支実施調査の調査結果の分析、平成21年全国消費実態調査との統合方法の検討を行い、平成23年12月に平成21年全国消費実態調査との統合集計結果を公表した。 平成24年度は、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用について、家計調査等改善検討会などで検討を行い、平成26年調査においてもモニター方式による調査を実施するとの結論を得た。	実施済	—	
47 (no.72)		○ 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。	実施済は妥当。	○ 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から、平成23年社会生活基本調査において、「ボランティア活動の実施状況」について、NPOや地域に依った組織との協働や、1回の活動当たりの平均時間を把握する調査項目を追加し、平成23年10月に調査を実施。	実施済		
47 (no.73)		○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。		○ 平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年度で実施することは困難な状況である。	実施可能	今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討。	
47 (no.74)		○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。	実施済は妥当。	○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会(平成22年1月25日)による審議を経て、平成22年調査(大規模調査)において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表(6表)を拡充し、平成23年7月に公表。 (追加統計表) ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別 ・高齢者世帯数、医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別 ・世帯人員数(6歳以上)、健康意識・生活意識別 ・世帯人員数(12歳以上)、こころの状態(点数階級)・生活意識別 ・世帯人員数(15歳以上)、健康意識・住・生活意識別 ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別	実施済		
47 (no.75)		○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。	総務省 (関連:国土交通省)	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。		○ 平成23年9月から平成24年11月までの間、有識者等を構成員とする「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」(計6回開催)にて所要の検討を行い、その検討結果をもって、平成24年11月に統計委員会に諮問し、平成25年2月に答申を得た。	実施済	—	

【別表(関連項目)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
52 (no.106)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他	○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	平成24年調査の企画時期までに結論を得る。	次年度以降の審議対象とする。	○ 平成24年度における取組実績なし(平成23年度において調査票内容の整理等、回収率向上のための諸対策を取ることにより、精度向上を図っている。)	実施済	—	【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中での位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はないか。

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

【本文】

ア 現状・課題等

子どもを取り巻く環境の変化を背景にして、暴力行為、いじめ、不登校の問題や、インターネット、携帯電話等の普及に伴う有害情報や犯罪・事件に巻き込まれる危険の増大など、メンタルヘルスを含めた子供の心と体に関する問題が深刻化している。また、義務教育費国庫負担金等の制度変更に伴って、常勤教員の非常勤講師等への振替など、教育現場の状況に応じた柔軟な対応が可能となる一方、こうした対応による学校教育の機能への影響を懸念する声もあるなど、学校教育をめぐる状況は、近年大きく変化している。さらに、教育の機能面については、本来、多面的なものであり、社会生活や雇用・労働等に与える教育の効果等も含め、より総合的に把握していくことの重要性が指摘されている。特に、ニート、フリーター等の若年労働の問題などを考える上で、的確な統計の整備が必要である。

イ 取組の方向性

こうした学校教育を取り巻く状況変化に的確に対応していくため、学校教育関連統計の改善について検討する。また、教育機能の総合的な把握等の観点からは、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析できるようにするための関連統計の整備等について検討する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
48 (no.76)	(4)教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。	文部科学省	平成21年中に結論を得る。	次年度以降の審議の対象とする。	○ 平成23年度中の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等の実施により明らかとなった課題への対応策について検討し、平成24年度調査から客観的な基準の設定部分等について改善を図る予定。 【具体的検討】 1 計上の仕方を分かりやすくすることにより、より客観的な調査にするため、調査票の注記の例示を増やすとともに、注記の記載を分かりやすくする。 2 いじめについて、緊急調査の際に認知件数の地域差が大きかったことを踏まえ、いじめアンケート実施状況や頻度の有無など、調査項目を追加する。	実施予定	平成24年度調査を平成25年5月から実施予定であり、その際に、平成24年度に検討したことを実施予定である。	【評価の視点】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中で位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はないか。 【審議における共通的な視点等】 ○ 生涯教育の観点からの統計整備は今後考えるべき課題ではないか。 ○ 文部科学省を中心とする教育関連データについて、教育データ単独ではなく、社会人口統計とも連携した形で検討し、さらなる充実をめざすべきではないか。 【社会・経済情勢の変化】 ○ 経済・雇用の動向をより適時的に捉え提供する統計の整備
48 (no.77)		○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。	実施困難は妥当。	○ 平成23年度には、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善についても、小児科医や養護教諭などの専門家の団体である財団法人日本学校保健会から意見を聴取した。 その際、小児医学の専門家からは、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」に関し、新しい方法によって調査できないか研究が進められているところであるが、学校現場における対応能力も踏まえつつ、学校健康診断項目として、全児童生徒に一律に実施すべきとするほどには有効性が確認されたものはなく、現時点においては追加すべき項目としては考えにくいとしていることから、対応は困難であるとの結論を得た。	実施済		
48 (no.78)		○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。	総務省(統計局)、厚生労働省の実施済は妥当。国土交通省は次年度以降の審議対象とする。	○ 労働力調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査においては、従前から学歴等の教育関連項目として、「在学、卒業等教育の状況」を設置しており、社会生活や雇用・労働等と教育との関係に関するデータを公表済。【総務省(統計局)】 ○ 統計委員会(平成22年1月25日)による審議を経て、平成22年から国民生活基礎調査において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分(小学・中学、高・短大・専門学校、短大・高等、大学、大学院)で把握することとした。【厚生労働省】 ○ 船員労働統計において、船員については、労働環境の特殊性から、雇用・労働等に影響のある事項として大卒・高卒等の学歴よりも、乗船する船舶の規模、教育・訓練の結果としての資格、船員としての経験年数等を把握して公表している。【国土交通省】	実施済		
						○ 船員は、労働環境の特殊性から、資金決定の際、重要視されるのは「学歴」ではなく「船技免許の資格」等の区分であることから、一般的に学歴と資金の間に、ある程度の関連性が認められる上で労働者との「学歴」を基準とした比較は困難であり、報告者負担の観点も含め、「学歴」は追加しないこととした。【国土交通省】	実施困難	—	
48 (no.79)		○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討する。	文部科学省	平成25年中に結論を得る。		○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実施について、他府庁、大学等との協力・連携を含め、調査手法、調査内容の検討を行うため、昨年11月に文部科学省において「学校から社会・職業への移行」に係る縦断調査に関する検討会を設置して、計4回の検討を行った。	実施予定	左記の検討を引き続き行った上で、調査の実施の在り方についての結論を得る。	

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を助案して確認・留意すべき点等
48 (no.80)	(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 学校外学習の実態把握の観点から、子どもの学習費調査において、塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。		○ 外部有識者で構成する「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」での検討により、塾への通学頻度は厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」においてすでに調査を行っているため、進路希望について附帯調査を実施するとの結論を得た。また、高等学校の保護者については回収率が減少していることから、本体調査の見直しとして調査対象数の増加を検討することとした。	実施予定	左記の結論を平成26年度調査に反映できるよう調査計画変更の承認申請を行う予定である。	【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中での位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はないか。 【審議における共通的な視点等】 ○ 生涯教育の観点からの統計整備は今後考えるべき課題ではないか。 ○ 文部科学省を中心とする教育関連データについて、教育データ単独ではなく、社会人口統計とも連携した形で検討し、さらなる充実をめざすべきではないか。 【社会・経済情勢の変化】 ○ 経済・雇用の動向をより適時・的確に捉え提供する統計の整備

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (7)グローバル化の進展に対応した統計の整備

【本文】

ア 現状・課題等

経済におけるグローバル化の進展は、新興国経済の隆盛もあり、ここ数年で加速している。こうした状況の下、我が国企業の活動もグローバル化が着実に進んでいる。また、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、地域での欠かさない働き手となり、家族とともに定住する傾向が強まっているとの指摘もある。こうした動向をより正確かつ適時に把握することの重要性が高まっている。

イ 取組の方向性

グローバル化の進展に対応した統計の整備に関しては、まず、企業の貿易取引に関する行政記録情報と既存の統計調査との結合を中心とした貿易に係る情報の高度利用の可能性について検討する。その際、高度利用に当たっては、本来の行政手続の円滑な実施に大きな支障が生じないことや、個別の企業情報が識別されないこと等が担保されることが前提であることに留意する。
 また、海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。
 さらに、日本在住の外国人に対する各種行政サービスを適切に提供するため、適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
50 (no.94)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7)グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。	法務省	平成25年までのできるだけ早い時期を目標に結論を得る。		○ 在留外国人統計及び出入国管理統計に係る国籍、入国(在留)目的等の項目を拡充することとし、平成25年1月分の出入国管理統計(月報)から、国籍を拡充した統計表を公表した。	実施済(一部)、実施可能(一部)及び実施予定(一部)	在留目的等の項目を拡充した登録外国人統計を平成25年末までに公表予定(出入国管理統計(年報)については、国籍及び入国目的等の項目を拡充したものを平成26年末までに公表予定)。	【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているもの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中で位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はない。
50 (no.95)		○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。	実施済は妥当。	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について、基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得て、平成21年人口動態統計(確定数)において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。 【追加統計表】 (出生) 【日本における日本人】 ①父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 ②母日本・父外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 【日本における外国人】 ③出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・嫡出子・嫡出でない子別(婚姻) 【日本における日本人】 ①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) ②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【日本における外国人】 ③婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)	実施済		

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

【本文】

ア 現状・課題等

労働市場は時代の変化とともに大きく変容しており、非正規雇用の割合が3割を超えるなど、働き方が多様化している。また、転職する人の割合が上昇しているほか、仕事を見つける経路も多様化するなど、労働移動にも大きな変化がみられている。しかしながら、現行の労働統計では、労働市場の実態が十分に把握されていないとの指摘があり、改善が必要となっている。

イ 取組の方向性

近年増加を続けている非正規雇用の実施について、雇用形態、業務内容、労働時間等を一元的に把握する統計の整備を図る。特に、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査の実施に向けた取組を行う。また、事業所の開設及び廃止による雇用増減への影響を把握するため、諸外国で整備されている雇用創出及び消失指標を我が国においても整備する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
50 (no.96)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。		○ 労働力調査において、有期雇用契約者の総数を把握できるようにするため、従業上の地位における常雇と有期と分割し、平成25年1月から調査を実施した。 また、平成24年就業構造基本調査において、従業上の地位に代えて1回当たりの雇用契約期間及び労働契約の更新回数を追加し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。【総務省】 ○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行った。今後についても、総務省における取組を参考に、関係する統計調査において必要な対応について機会を捉えて検討する。 ○ なお、雇用者に関する用語や概念については、総務省への統計調査の承認申請等の際、必要な調整を実施して整合性を図るように努めていく。 【以上厚生労働省】	実施済	—	【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中で位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はないか。 【社会・経済情勢の変化】 ○ 経済・雇用の動向をより適時・的確に捉え提供する統計の整備
50 (no.97)		○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。	実施済は妥当。	○ 「実労働時間に関するWEBアンケート」の結果を踏まえ、労働力調査において、年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目を追加し、平成25年1月から調査することとした。【総務省(統計局)】 ○ 統計委員会(平成22年1月25日)等における審議を経て、平成22年国民生活基礎調査(大規模調査)において、1週間の実労働時間を把握することとした。 ○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に、関係する統計調査における必要な対応について検討することとし、第1回から第3回「雇用失業統計研究会」に参加し、世帯に対する月間労働時間を把握するための方法、労働力調査及び就業構造基本調査(ともに総務省)の調査内容に関する論点整理に加わり、労働力調査における就業日数等の把握について、調査技術的観点から助言を行った。【以上厚生労働省】	実施済		
51 (no.98)		○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。	実施済は妥当。	○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成23年社会生活基本調査において、個人の年間収入や健康状態を把握する調査項目を追加し、実施。	実施済		
51 (no.99)		○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。		○ 雇用・賃金福祉統計課において雇用創出・消失指標を推計し、平成24年9月12日に公表した。	実施済	—	
51 (no.101)		○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。		○ 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について平成23年度に整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等)において、各調査年のテーマに即した調査事項と、毎年共通の調査事項とに分けて調査することで対応することとし、平成24年雇用構造調査から対応している。	実施済	—	

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
51 (no.102)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者について現在の就業状態、雇用の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。	総務省	平成25年度までを目途に結論を得る。		○ 「雇用失業統計研究会」において検討し、「フローデータの基幹統計としての集計・公表は慎重であるべきである」との結論を得た。	実施済	—	【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中での位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はない。
51 (no.103)		○ 関係府省等と協力をし、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。	総務省(統計局)の実施済は妥当。	○ 統計局における世帯調査においては、労働力調査により、従前から求職関連項目として求職活動の有無及び求職活動の種類を把握しており、データを公表済。【総務省(統計局)】	実施済		
						○ 四半期ごとに実施している労働経済動向調査(30人以上、公務を除く12大産業)において、平成25年2月調査分から、未充足求人の把握が可能か試行的に調査を実施している。【厚生労働省】	実施済	—	

【別表(関連事項)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
65	別紙1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (3) 一定の検討を行う基幹統計	【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】 民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、源泉収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。 また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及び地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレズ指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行政運営等に不可欠な統計である。 これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。 なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら二つの統計は、それぞれ対象や目的が異なり、調査と統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。	総務省	平成21年中に結論を得る。	実施済は妥当。	○ 民間給与実態統計を所管する財務省、地方公務員給与実態調査を所管する総務省及び国家公務員給与等実態調査を所管する人事院の協力を得て、三統計の整理を行った。 ○ 三統計については、今後とも、それぞれの調査によって作成される別々の統計としての位置付けを維持することが合理的との結論を得た。 ○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。	実施済		【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中での位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はない。
66		【船員労働統計】 船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐった状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。 他方、毎月労働統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除外されており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。 このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。	総務省	平成21年中に結論を得る。	次年度以降の審議の対象とする。	○ 船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月労働統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。 ○ 船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であるとの結論を得た。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。 ○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。	実施済	—	

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

(1) 行政記録情報等の活用

【本文】

ア 現状・課題等

統計調査に行政記録情報等を活用することは、近年の統計調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減や統計作成の簡素・効率化にとって極めて有効である。特に、近年、統計調査に対する国民や企業の協力が得られにくくなってきており、また、統計調査員が高齢化しつつあるなど、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることから、行政記録情報等の活用による業務の効率化は極めて重要な課題となっている。

諸外国においては、統計作成に行政記録情報等が広く活用されているのに対し、我が国では、他の行政機関等が保有する行政記録情報等を活用している例は極めて少ない。その理由として、行政記録情報等の大半が各行政機関等の許認可や届出等の事務として収集される情報であることから、行政記録情報等の保有機関(以下「保有機関」という。)において、収集した情報を本来の収集目的以外に利用させることについて、収集対象である個人や企業からの理解や協力が得られず、結果的に収集業務に支障が生じるのではないかとの危惧を持つことが挙げられている。

このような背景の下で、統計法では、新たに統計作成への行政記録情報の活用を推進するための法的な仕組みが整備された。

今後、統計作成機関は、所管の統計調査に活用できる行政記録情報等を具体的に調査し、統計法に規定する行政記録情報の提供要請の活用も含め、積極的に行政記録情報等を活用していく必要がある。また、行政記録情報等の活用の有用性ととも、統計作成に利用しても個人や企業の情報が漏えいするおそれがないことなどの安全性を国民に十分理解してもらえよう努力することが必要となっている。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

ページ数	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価 実施済は 妥当。	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・ 実施予定 等の別 実施済	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
53 (no.108)	第3 1. 効率的な統計 作成 (1)行政記録情報 等の活用を検討 すべき統計調査	○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成21年度から 具体的検討を開始する。		○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。			【評価の「視点」】 ○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的(目標)はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中での位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はない。

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容